標柱六号から一五八度三四分三三秒　七号
三一・一六九メートルの地点
標柱七号から二四一度二三分〇五秒　八号
一五・九五〇メートルの地点
標柱八号から二四九度三二分一二秒　九号
四一・八〇四メートルの地点
標柱九号から二七度〇七分〇八秒　十号
二三・一六二メートルの地点
標柱十号から二四一度三二分三三秒　十一号
六四・八一八メートルの地点
標柱十一号から一二六度五二分一四秒　十二号
一一二・〇三八メートルの地点
標柱十二号から一四七度三四分二七秒　十三号
四四・七二二メートルの地点
標柱十三号から一六度四九分一六秒　十四号
一三一・一四五メートルの地点
標柱十四号から二四一度一九分四二秒　十五号
七六・七四六メートルの地点
標柱十五号から三三七度二四分二九秒　十六号
八〇・五五九メートルの地点
標柱十六号から三四九度二七分五三秒　十七号
六〇・九二八メートルの地点
標柱十七号から三一八度〇二分三三秒　十八号
九〇・八三六メートルの地点
標柱十八号から三五二度五八分五七秒　十九号
二八・一四九メートルの地点
標柱十九号から三三六度四七分二九秒　二十号
一三・五九九メートルの地点
標柱二十号から三二五度三七分四七秒　二十一号
二一・〇二六メートルの地点
標柱二十一号から五一度四三分四七秒　二十二号
八・二〇〇メートルの地点
標柱二十二号から三五八度二一分三三秒　二十三号
二一・二六八メートルの地点
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
またしろう谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県日野郡日南町生山
字又四郎墓　六〇四番一　一号から九号まで

○国土交通省告示第千三百二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竹沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　静岡県富士宮市星山一〇六八番地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から五度二九分五八秒　一四四四八・二九六メートルの地点　一号
標柱一号から一五度一九分一七秒　二号
九七・七四五メートルの地点
標柱二号から四二度四九分五四秒　三号
五・〇〇〇メートルの地点
標柱三号から四七度二五分四三秒　四号
一三五・四四九メートルの地点
標柱四号から六〇度四八分五三秒　五号
一六六・一三九メートルの地点
標柱五号から一四七度一〇分五三秒　六号
二八・五三四メートルの地点
標柱六号から二二五度二九分四〇秒　七号
二一四・六〇八メートルの地点
標柱七号から二一九度一九分五五秒　八号
四六・六〇九メートルの地点
標柱八号から二一六度三九分四〇秒　九号
四・一六五メートルの地点
標柱九号から二一六度三九分四七秒　十号
一八・二〇六メートルの地点
標柱十号から二三〇度二一分三〇秒　十一号
七三・七六一メートルの地点
標柱十一号から二五四度五九分四二秒　十二号
二六・八〇九メートルの地点
ロ　静岡県富士宮市星山一〇六八番地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十三号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱十三号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七度二一分〇一秒　十三号
一四九二六・八九六メートルの地点
標柱十三号から四〇度五〇分〇九秒　十四号
一一八・一〇六メートルの地点
標柱十四号から三一五度五九分〇二秒　十五号
一四・一七六メートルの地点　十六号
九四・三三四メートルの地点
標柱十六号から五六度四六分四八秒　十七号
八・六六九メートルの地点
標柱十七号から九六度四九分四二秒　十八号
五・六二七メートルの地点
標柱十八号から八九度〇八分四三秒　十九号
五三・九三九メートルの地点
標柱十九号から九一度二二分二〇秒　二十号
一五六・六一八メートルの地点
標柱二十号から一八二度四六分四六秒　二十一号
一六・七二七メートルの地点
標柱二十一号から二六〇度五二分三八秒　二十二号
一二五・四五四メートルの地点
標柱二十二号から二一四度四一分〇一秒　二十三号
八六・九七六メートルの地点
標柱二十三号から二四一度二五分二七秒　二十四号
一一・八一九メートルの地点
標柱二十四号から二三七度四八分五二秒　二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
一五〇・六四〇メートルの地点　二十五号
鞍骨沢第一支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県富士宮市星山一〇六八番地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七度五四分三七秒
一二七九・二九八メートルの地点　一号
標柱一号から三四六度四二分二四秒　二号
四一・三九四メートルの地点
標柱二号から三五四度五四分五六秒　三号
七七・〇一七メートルの地点
標柱三号から一一度五二分二六秒　四号
七・八四三メートルの地点
標柱四号から三三度一五分四〇秒　五号
五〇・〇〇五メートルの地点
標柱五号から三四二度一八分四一秒　六号
四・二七七メートルの地点
標柱六号から三三六度五〇分五八秒　七号
八七・三一四メートルの地点
標柱七号から三三七度〇二分三五秒　八号
三三・〇二二メートルの地点
標柱八号から六八度一五分三二秒　九号
二・六三一メートルの地点
標柱九号から九二度〇一分一四秒　十号
四・五七一メートルの地点　十一号
八六・八八八メートルの地点
標柱十一号から一五六度五〇分四九秒　十二号
六・五〇三メートルの地点
標柱十二号から一五三度五八分二三秒　十三号
四三・六〇八メートルの地点
標柱十三号から五八度〇三分五四秒　十四号
一六四・九一七メートルの地点
標柱十四号から六四度〇六分一三秒　十五号
六・四五〇メートルの地点
標柱十五号から六三度一一分四七秒　十六号
二四・〇〇四メートルの地点
標柱十六号から八二度五四分五五秒　十七号
八四・四七四メートルの地点
標柱十七号から二九度〇〇分五一秒　十八号
九・八一五メートルの地点
標柱十八号から七一度四七分五九秒　十九号
一二一・三二八メートルの地点
標柱十九号から六三度三四分一二秒　二十号
九二・四八六メートルの地点
標柱二十号から七一度五四分〇六秒　二十一号
三・〇〇〇メートルの地点
標柱二十一号から八九度二四分四六秒　二十二号
七四・二八八メートルの地点
標柱二十二号から一〇四度一八分四三秒　二十三号
一八・八九九メートルの地点
標柱二十三号から一四五度〇八分二七秒　二十四号
六・五六七メートルの地点
標柱二十四号から二四一度一六分三一秒　二十五号
九〇・二三七メートルの地点
標柱二十五号から二五一度五四分〇七秒　二十六号
三・〇〇〇メートルの地点
標柱二十六号から二五〇度一二分〇三秒　二十七号
七四・七四〇メートルの地点
標柱二十七号から二四一度四八分四八秒　二十八号
二二六・七三六メートルの地点
標柱二十八号から一七四度四一分五九秒　二十九号
四四・四八八メートルの地点
標柱二十九号から二二五度三三分五〇秒　三十号
一一四・六七〇メートルの地点
標柱三十号から二二七度一七分四七秒　三十一号
四一・四〇四メートルの地点
標柱三十一号から二四七度〇八分三九秒　三十二号
六七・〇七五メートルの地点
標柱三十二号から二七〇度〇一分〇二秒　三十三号
五七・四六七メートルの地点